

令和4年度 石油コンビナート等における 自衛防災組織の技能コンテスト実施要綱

1 目的

石油コンビナート等における自衛防災組織の技能及び士気の向上をもって石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

2 実施時期

9月上旬から10月下旬の間に実施する。

3 実施場所

当該コンテストに出場する自衛防災組織を設置している特定事業所又は出場する共同防災組織を構成している特定事業所において実施する。

4 応募資格

- (1) 大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。以下同じ。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。以下同じ。）を保有する自衛防災組織及び共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）とし、管轄消防本部が推薦するものとする。
- (2) 防災要員並びに使用する車両及び機械器具は当該組織に所属するものとする。
- (3) 共同防災組織の保有する車両及び自衛防災組織の保有する車両による混合チームの参加も可能である。

5 応募方法

- (1) 当該組織を推薦する管轄消防本部（以下「推薦消防本部」という。）を所管する市町村は、別記様式1から3までを入力し、所管する都道府県担当者へ提出すること。
- (2) 自衛防災組織等の名称は、各種報道発表や、表彰状等にそのまま使用するので、略称等は使用せず、正式名称とすること。
- (3) 参加する自衛防災組織等の所在地が複数の消防本部の管轄にまたがる場合は、調整のうえ、いずれか一つの消防本部が推薦すること。

6 競技

別に定める競技要領に基づき実施する。

7 審査

別に定める審査要領に基づき審査する。

8 表彰

審査・表彰委員会において、技能が優秀であると認められる自衛防災組織等を決定

し、以下のとおり表彰する（予定）。

- (1) 最優秀賞 1 組織、優秀賞 4 組織（総務大臣表彰）
- (2) 奨励賞 10 組織、特別賞 1 組織（消防庁長官表彰）

特別賞については、今まで表彰履歴がなく、かつ技能が優秀であると認められる自衛防災組織等から選出する。

なお、最優秀賞・優秀賞を受賞した組織に対しては、12 月上旬に霞ヶ関周辺にて表彰式を実施する。

9 災害補償

当該コンテストは、特定事業所が石油コンビナート等災害防止法第 3 条に規定する特定事業者の責務である業務上の訓練の一環として参加するものとし、防災要員に人的災害が発生した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法によるものとする。

10 競技の延期

荒天等により競技が安全に実施できないと判断される場合においては、競技を予備日に延期できるものとする。

なお、予備日に実施できない場合においては、当該競技を中止とする。

11 審査評価資料

- (1) 推薦消防本部は、審査評価資料として現地審査の競技内容を別に定める審査要領 4 に基づき撮影すること。
- (2) 撮影した 4 カ所からの動画は、動画ファイル形式を「MP4」に変換して DVD-R に保存した後に、動画再生ソフト「Windows Media Player 12」で再生可能なことを確認したうえで、消防庁特殊災害室に提出すること。

なお、4 カ所からの動画ファイル名は、それぞれ「01_1 カメラ（自衛防災組織等名）」、「02_2 カメラ（自衛防災組織等名）」、「03_3 カメラ（自衛防災組織等名）」及び「04_4 カメラ（自衛防災組織等名）」とすること。また、DVD 表面には、事業所名、自衛防災組織等名及び推薦消防本部名を明記すること。

- (3) 前(2)の提出方法に限らず、撮影した 4 カ所からの動画は、動画ファイル形式を「MP4」に変換した後に、動画再生ソフト「Windows Media Player 12」で再生可能なことを確認したうえで、大容量ファイル転送システムを使用して消防庁特殊災害室に提出することも可能とする。
- (4) 競技中の動画を編集したと認められるものは審査対象から除外する。
- (5) 消防庁による審査結果の連絡があるまで、提出後も動画の元データは推薦消防本部で必ず保管しておくこと。

12 庶務

この要綱に関する事務は、消防庁特殊災害室において処理する。

13 その他

この要綱に定めるものの他、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。